Ｚ―76 再―Ｅ

相続税法　試験問題

〔注意事項〕

１．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

２．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

３．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

４．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

５．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

６．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

７．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

８．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

９．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10．問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11．試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12．この問題のページ数は、「Ｅ１～Ｅ14」です。

13．計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ―50点―

問1（30点）

次の［**設例**］に基づき、以下の⑴及び⑵の［**問**］に答えなさい。

［設例］

被相続人Ａは、令和８年４月に死亡した。その相続人は、配偶者Ｂ及び子Ｃであり、それぞれ次の財産を相続により取得した。

相続開始時においては、被相続人Ａ、配偶者Ｂ及び子Ｃはいずれも日本国籍を有し、日本国内に住所を有していなかったが、被相続人Ａ及び配偶者Ｂは平成23年10月まで日本国内に住所を有しており、子Ｃは平成31年４月まで日本国内に住所を有していた。

なお、解答に当たって、租税に関する条約及び小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の４）は考慮しないものとする。

１　配偶者Ｂが取得した財産

①　日本国内の土地（相続開始時の時価4,000万円）

②　日本国内の金融機関で購入した外国国債（相続開始時の時価2,000万円）

③　被相続人Ａが自宅（日本国外）で保管していた手持ち現金（相続開始時の時価500万円）

２　子Ｃが取得した財産

④　日本国外の土地（相続開始時の時価2,000万円）

⑤　日本国内の金融機関の営業所で受け入れた預金（相続開始時の時価1,000万円）

［問］

⑴　配偶者Ｂ及び子Ｃの相続税の納税義務者の区分、課税財産の範囲及び課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

（注）　納税義務者の区分とは、居住無制限納税義務者（相続税法第１条の３第１項第１号）、非居住無制限納税義務者（同項第２号）、居住制限納税義務者（同項第３号）、非居住制限納税義務者（同項第４号）又は特定納税義務者（同項第５号）の区分をいう。

⑵　配偶者Ｂ及び子Ｃの相続税の納税地について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問2（20点）

次の［**設例**］に基づき、以下の［**問**］に答えなさい。

［設例］

Ｘは、令和８年５月に配偶者ＹからＸと配偶者Ｙが居住の用に供する家屋（贈与時の時価2,900万円）の贈与を、令和８年６月にＸの父Ｚから社債（贈与時の時価100万円）の贈与を受けた。なお、父Ｚからの贈与について、相続時精算課税（相続税法第21条の９）の適用は予定していない。

［問］

Ｘの贈与税の計算に当たって適用が考えられる制度（優遇措置）の内容及びその手続と、その制度を適用したＸの納付すべき贈与税額について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

（注）　納付すべき贈与税額の計算に当たっては、〔**第二問**〕の**【資料３】**を参照すること。

〔**第二問**〕　―50点―

被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額を、次の**【資料１】**～**【資料３】**に基づき、答案用紙の「１　各相続人等の相続税の課税価格の計算」及び「２　納付すべき相続税額の計算」の指示に従って、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答は、次の⑴～⑻に掲げる指示に従って行うこと。

⑴　財産の評価に当たっては、令和８年４月３日現在の財産評価基本通達（令和８年４月４日以降に改正があった場合には、改正前の財産評価基本通達をいう。）に基づき評価するものとする。

⑵　課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の「１⑶　小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

なお、その特例の適用を受ける財産については、答案用紙の「１⑴　遺贈により取得した個々の財産の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入すること。

⑶　取引相場のない株式の１株当たりの価額の計算については、答案用紙の「１⑵　遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないＨ社株式）の価額の計算」欄に記入する。取引相場のない株式の評価上、類似業種比準方式により計算する場合の要素別比準割合及び比準割合はそれぞれ小数点以下２位未満を切り捨てて計算するものとし、１株当たりの年配当金額及び１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の比準価額を計算する場合は10銭未満を、１株当たりの年利益金額、１株当たりの純資産価額及び１株当たりの比準価額を計算する場合は１円未満を切り捨てて計算するものとする。

なお、純資産価額方式により計算する場合の資産及び負債の金額は、千円未満を切り捨てて計算し、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は38％とし、当該計算した金額は千円未満を切り捨て、１株当たりの純資産価額は１円未満を切り捨てて計算するものとする。また、計算した１株当たりの株式の評価額は、１円未満を切り捨てて計算するものとする。

おって、**【資料１】**３⑻リの㋐～㋕については、答案用紙の「計算過程」欄の指定箇所に記入し、金額がゼロとなる場合には０と記入すること。

⑷　相続税の納税猶予の特例の適用を考慮する必要はない。

⑸　源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を計算する場合の税率及び端数処理について

は、預貯金等の利子等は20.315％及び１円未満を切り捨てて計算し、取引相場のない株式１株に対して受ける予想配当等は20.42％及び１銭未満を切り捨てて計算するものとする。

⑹　各相続人等の課税価格に算入される金額の計算に当たって２以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各相続人等の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

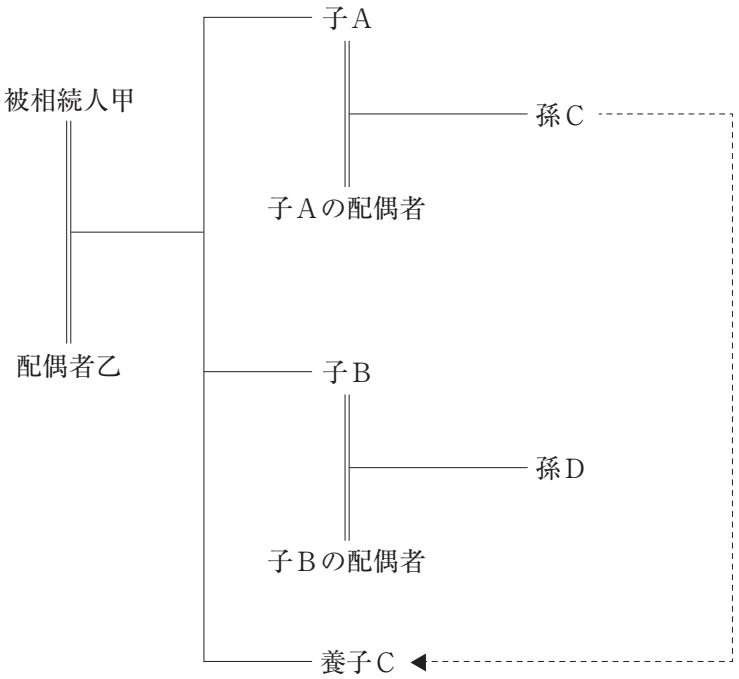
⑺　各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数処理の調整を行わずに計算するものとする。

⑻　答案用紙の(　　)の欄には必要に応じて財産の種類及び区分を記入した上で解答すること。なお、記入の必要がない場合は、空欄のままとすること。

【資料１】

１　被相続人甲は、令和８年(2026年)５月３日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。

２　被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



（注１）　被相続人甲(昭和14年(1939年)生まれ)は、相続開始時において、日本国籍を有しており、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。

（注２）　相続人等は、相続開始時において、全員が日本国籍を有し、日本国内に住所を有しており、18歳以上である。

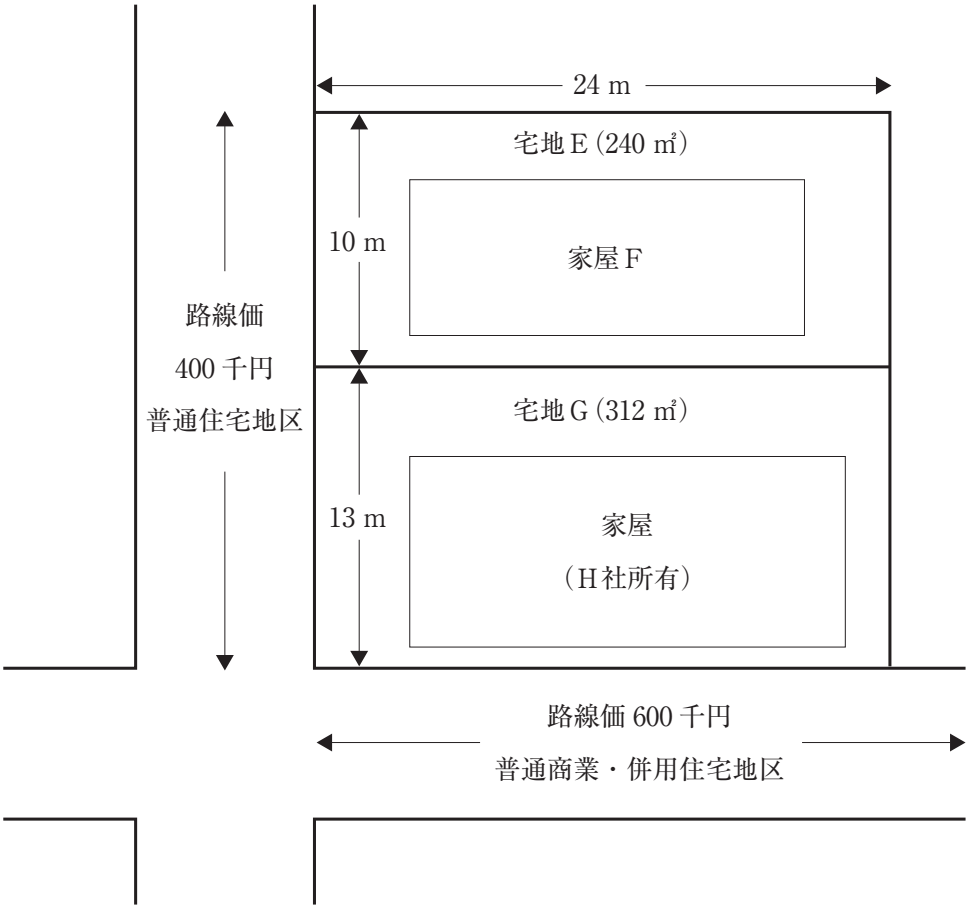
（注３） 養子Ｃは、生まれてすぐに、被相続人甲及び配偶者乙との間で、適法に普通養子縁組をしており、その後離縁の手続はしていない。

３　被相続人甲の遺産等（財産の所在は、全て日本国内である。）に関して判明している事項は、次の⑴～⑽のとおりである。なお、被相続人甲は適法な手続により作成した公正証書遺言により、それぞれ以下のとおり受遺者に財産を遺贈しており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

また、宅地及び建物は全て、借地権の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引慣行のある地域に所在しているものとし、借地権割合は60％、借家権割合は30％として計算するものとする。

⑴　宅地Ｅは、配偶者乙に遺贈する。

宅地Ｅ（240㎡）は、路線価地域に所在しており、その地形等は次のとおりである。宅地Ｅは、下記⑵の家屋Ｆの敷地の用に供されている。



⑵　家屋Ｆは、配偶者乙に遺贈する。

家屋Ｆ（固定資産税評価額15,000,000円）は、上記⑴の宅地Ｅの上に存する建物である。なお、被相続人甲は、相続開始直前において配偶者乙、子Ａ、子Ａの配偶者及び養子Ｃと同居し、家

屋Ｆを自己の居住の用に供していた。

⑶　宅地Ｇは、子Ａに遺贈する。

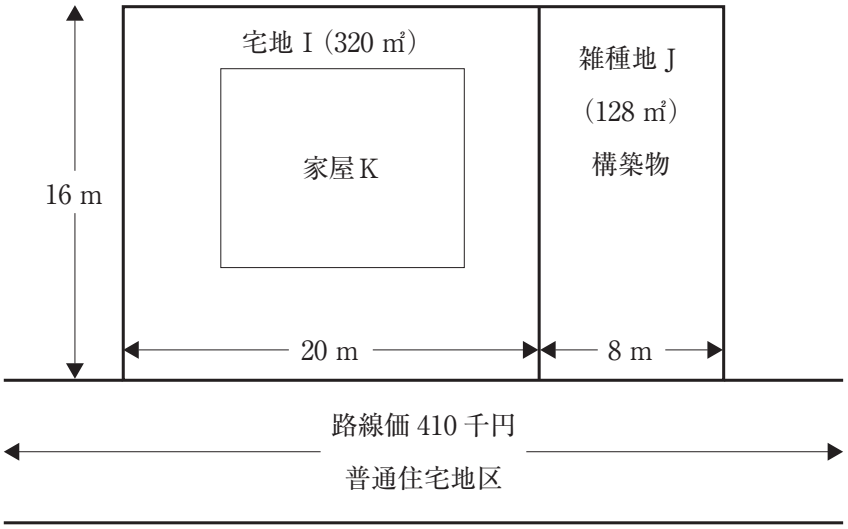
宅地Ｇ(312㎡)は、路線価地域に所在しており、その地形等は上記⑴のとおりである。宅地Ｇは、Ｈ社(建設業)の所有家屋の敷地の用に供されている。当該家屋は、３階建てのビル(建物の総床面積は600㎡、各階の床面積は同一で200㎡)であり、１階及び２階部分は、Ｈ社の本社として、３階部分は、Ｈ社の使用人の社宅(被相続人等の親族は使用していない。)として使用されている。なお、当該社宅の使用について、借地借家法の適用はないものとする。

被相続人甲は、宅地Ｇを平成25年１月１日より土地賃貸借契約に基づきＨ社に対して継続的に貸し付けており、当該契約に際し、権利金の授受はなく、被相続人甲とＨ社の連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に遅滞なく提出している。なお、当該契約に係る地代の年額は、相続開始時において、宅地Ｇに係る固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)に相当する金額の３倍程度の額(適正な地代)となっている。

子Ａは、宅地Ｇを相続税の申告期限まで引き続きＨ社に対して賃貸し、かつ、所有しており、Ｈ社も当該所有家屋を同期限まで引き続き同社の建設業の用に供し、かつ、所有している。

⑷　宅地Ｉ及び雑種地Ｊは、子Ｂに遺贈する。

宅地Ｉ(320㎡)及び雑種地Ｊ(128㎡)は、路線価地域に所在しており、その地形等は次のとおりである。宅地Ｉは、下記⑸の家屋Ｋの敷地の用に、雑種地Ｊは家屋Ｋの入居者専用の駐車場の用に供されている。



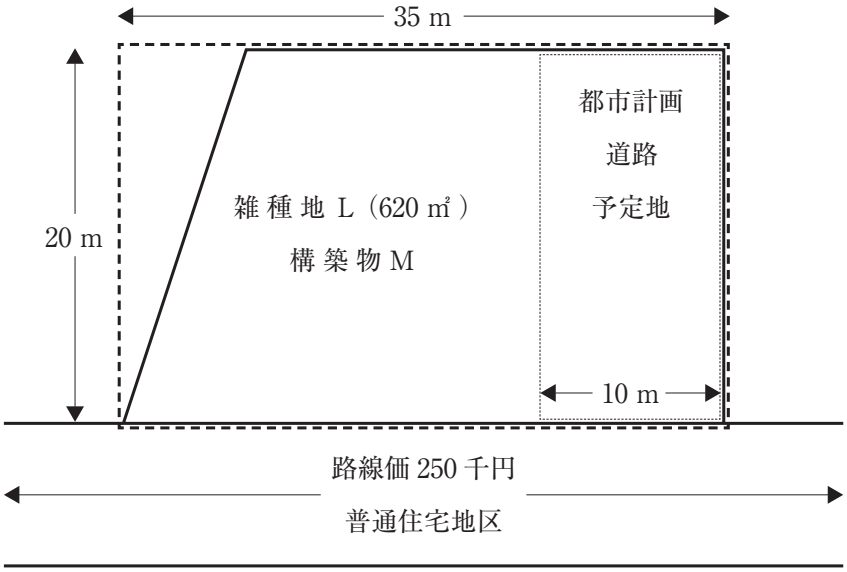
⑸　家屋Ｋは、子Ｂに遺贈する。

家屋Ｋ(固定資産税評価額20,000,000円)は、上記⑷の宅地Ｉの上に存する建物である。家屋Ｋは、相続開始の20年程前に新築した共同住宅(４室)であり、各独立部分の床面積は４室

とも同一で、１室当たりの床面積は75㎡である。４室のうち３室は相続開始時において継続的に貸付事業の用に供されており、残りの１室は相続開始の半年程前に空室となったが、今後は孫Ｄが無償で居住する予定であるため新規の入居者の募集を中止していた。子Ｂは、貸付事業の用に供されていた３室部分について、相続開始後に当該事業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで引き続きその用に供しており、家屋Ｋ、宅地Ｉ、雑種地Ｊ及び構築物について申告期限まで引き続き所有している。なお、雑種地Ｊに造成された構築物については、耐用年数省令に規定する構築物の耐用年数を相当期間超過しており、この構築物についての解答は要さない。

⑹　雑種地Ｌは、２分の１ずつを子Ａ及び子Ｂに遺贈する。

雑種地Ｌ(620㎡)は、三大都市圏にある路線価地域、かつ、容積率は200％の地域(市街化調整区域及び工業専用地域には該当しない。)に所在しており、その地形等は次のとおりであるが、都市計画道路予定地の区域内となる部分がある。



⑺　構築物Ｍは、２分の１ずつを子Ａ及び子Ｂに遺贈する。

構築物Ｍ(アスファルト舗装)は、相続開始の５年程前に造成し、当該造成の時から駐車場業の用に供されている。子Ａ及び子Ｂは、相続開始後に当該事業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで引き続きその用に供しており、雑種地Ｌ及び構築物Ｍを申告期限まで引き続き所有している。

なお、評価に必要な事項は次のとおりである。

イ　構築物の再建築価額	5,200,000円
ロ　建築の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額	3,360,000円
ハ　取得価額	5,000,000円

⑻　H社株式6,700株は、子Aに3,400株、子Bに300株、養子Cに3,000株をそれぞれ遺贈する。

なお、H社株式は、特定の評価会社の株式に該当せず、過去の贈与等について事業承継税制(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の8までの規定)の適用は受けていないものとする。この株式の評価をするに当たり必要な事項は、次のとおりである。

イ　H社(昭和50年4月1日設立)の資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。)は、10,000,000円であり、発行済株式数は10,000株であるが、それらは全て普通株式であり、議決権は100株につき1個である。なお、発行済株式には、自己株式及び法人の株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式はないものとする。

ロ　H社の事業年度は1年で、決算期は3月である。

ハ　H社は建設業を営む会社で、その株式は取引相場のない株式である。

ニ　H社の評価上の区分は、中会社でありLの割合は0.75として計算するものとする。

ホ　H社は直前期以前の繰越欠損金はない。

ヘ　相続開始直前の株主構成は、次のとおりである。

(単位：株)

株主の氏名	所有株式数(注)
被相続人甲	6,700
子A	3,300
合計	10,000

(注)　平成25年以降、当該所有株式数に変動はない。

ト　相続開始直前及び相続税の申告期限において、子AはH社の役員である。

チ　H社の直前3期分の財務情報は次のとおりである。

(単位：円)

	年配当金額(注1)	年利益金額(注2)	利益積立金額
令和8年3月期	2,000,000	35,000,000	328,524,000
令和7年3月期	1,000,000	40,000,000	302,349,000
令和6年3月期	1,000,000	30,000,000	272,535,000

(注1)　令和8年3月期の年配当金額には、50周年記念配当1,000,000円が含まれている。

(注2)　令和7年3月期の年利益金額には、下記9⑶に係る金額が含まれている。直前3期分において、これ以外に非経常的な利益及び損失はない。

リ　H社の令和８年３月31日現在の諸資産及び諸負債並びにそれ以外のH社株式の評価上考慮すべき各科目の額は、次のとおりである。なお、H社は相続開始時において仮決算を行っていない。

（単位：千円）

資産の部				負債の部			
科目	相続税評価額	帳簿価額	注	科目	相続税評価額	帳簿価額	注
諸資産	510,349	510,349	①	諸負債	220,000	220,000	①
建物	（ア）	57,000	②	未払配当金	（エ）	（エ）	④
借地権	（イ）	0	②	未払退職金	（オ）	（オ）	⑤
保険積立金	0	0	③	保険差益に対する法人税額等	（カ）	（カ）	⑥
生命保険金請求権	（ウ）	（ウ）	③				
合計	（　　）	（　　）		合計	（　　）	（　　）	

（注）

① 相続開始時の直前に終了した事業年度末日から相続開始時までの間に諸資産及び諸負債について著しい増減はない。

② 上記⑶の宅地Ｇに係る建物及び借地権である。当該建物の課税時期における固定資産税評価額は30,000,000円である。

③ 被相続人甲の死亡によりH社は、令和８年８月26日に生命保険金38,000,000円を取得している。なお、当該保険について資産計上した保険積立金は11,580,000円であった。

④ H社は、令和８年５月27日の株主総会において同年３月31日を基準日、同年５月27日を効力発生日として、配当金(資本金等の減少によるものはない。)の支払が決議された。なお、当該株式１株に対して受ける予想配当の金額は100円とし、相続人等が遺贈される株式数に応じ取得するものとする。

⑤ 未払退職金については、③の生命保険金を原資とし、子Ａに対して支払われた下記８の退職手当金に係るものである。

⑥ 保険差益に対する法人税額等については、当該保険差益の金額に38％の税率を乗じて計算するものとする。なお、下記８で支払った退職手当金及び弔慰金は、法人税法上、不相当に高額な部分の金額はなく、いずれも法人税法上、損金として認められるものである。また、これ以外に保険金関連費用はないものとする。

ヌ　H社の類似業種比準価額計算上の業種目別株価等の金額は、次のとおりである。

①　A　類似業種の株価

令和７年平均　538円

令和８年５月以前２年間の平均　490円

令和８年５月　612円

令和８年４月　600円

令和８年３月　596円

②　B　類似業種の１株当たりの配当金額　12.0円

③　C　類似業種の１株当たりの利益金額　66円

④　D　類似業種の１株当たりの純資産価額　590円

⑼　定期預金Nは、子Bに遺贈する。

この定期預金の内容は、次のとおりである。

イ　預入金額　30,000,000円

ロ　約定期間　２年

ハ　利率　満期の約定利率　0.35%、相続開始日における解約利率　0.25%

ニ　既経過日数　225日

⑽　その他の財産は、配偶者乙に遺贈する。

その他の財産は家財一式300,000円があり、それ以外に被相続人甲が、相続開始前に購入及び引渡しを受けた墓碑3,000,000円がある。

4　上記３の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産(全て流動資産である。)は120,000,000円である。この遺産については、令和８年12月10日に共同相続人間で分割の協議が行われ、各相続人は、民法第900条(法定相続分)の規定による相続分に応じて取得した。

5　相続開始時における被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、それぞれ次に掲げる者が次に掲げる金額を負担した。

⑴　令和８年度固定資産税等(宅地E及び家屋Fに係るもの)　配偶者乙　230,000円

⑵　令和８年度固定資産税等(宅地Gに係るもの)　子A　1,200,000円

⑶　令和８年度固定資産税等(宅地Ⅰ、家屋K、雑種地J及び構築物に係るもの)

子B　840,000円

⑷　令和８年度固定資産税等(雑種地L及び構築物Mに係るもの)

子A・子B各２分の１　1,600,000円

⑸　上記以外の公租公課　子A　1,200,000円

⑹　墓碑購入未払金（上記３⑽に係るもの）　　配偶者乙　　50,000円

⑺　その他未払金　　配偶者乙　　500,000円

6　被相続人甲の葬儀等に要した費用は次のとおりであり、全て子Ａが負担した。

⑴　通夜及び告別式費用　　3,000,000円

⑵　会葬御礼費用　　500,000円

（通夜及び告別式に参列した者全員に対し、一律に渡す品物・お礼状に係るもの）

⑶　戒名料　　700,000円

⑷　初七日法要費用　　200,000円

⑸　香典返戻費用　　1,200,000円

なお、香典2,000,000円は子Ａが取得している。

7　被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。

（単位：円）

区分	契約者	被保険者	保険料負担者 支払済保険料	保険金受取人	保険金額
Ｏ生命保険契約	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲 8,500,000	子Ｂ	10,000,000
Ｐ生命保険契約	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲 9,700,000	養子Ｃ	10,000,000
Ｑ生命保険契約 （注）	孫Ｄ	子Ｂ	被相続人甲 4,500,000	孫Ｄ	5,000,000

（注）　Ｑ生命保険契約の保険料は、全額前払いで支払っており、相続開始時において、Ｑ生命保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は3,000,000円である。なお、令和７年２月１日に被相続人甲から孫Ｄに契約者変更を行っており、当該変更時点での解約返戻金の額は2,800,000円である。

8　令和８年９月３日、Ｈ社から子Ａに対して同社の「役員退職金等支給規程」に基づき、次の支払があった。なお、当該支払は、上記３⑻リ（注）③の保険金を原資として行われている。

⑴　退職手当金　　20,000,000円

⑵　弔慰金　　900,000円

（注）　被相続人甲のＨ社からの役員報酬は毎月同額で150,000円である。また、被相続人甲の死亡は、業務上によるものではない。なお、被相続人甲に対する役員報酬について、令和８年４月分は、相続開始前に既に支払済みであり、令和８年５月分は、Ｈ社の定款の規定に則り支払われないものとする。

9　相続人等は、被相続人甲の生前に、次のとおり贈与(相続税法第９条の規定により贈与とみなされるものを含む。)を受けている。なお、当該贈与は、生活費や教育費等に充てるための贈与ではない。なお、令和７年分の贈与税の申告において、養子Ｃ及び孫Ｄは、特定贈与者を被相続人甲として、さらに、養子Ｃは、特定贈与者を配偶者乙として、相続時精算課税の適用を受けている。また、これらの受贈者以外に、相続時精算課税選択届出書を提出した者はおらず、次の⑴～⑸に掲げる贈与以外の贈与はないものとする。

⑴　令和５年10月10日、養子Ｃは、被相続人甲及び配偶者乙から現金各1,000,000円の贈与を受けた。

⑵　令和５年10月10日、孫Ｄは、被相続人甲及び配偶者乙から現金各1,000,000円の贈与を受けた。

⑶　被相続人甲は、令和７年２月23日にＨ社に対する貸付金10,000,000円について債権放棄を行い、Ｈ社の当該貸付金に係る債務は消滅した。その結果、Ｈ社株式の価額は、放棄の前後で１株当たり295円増加した。

⑷　令和７年３月１日、養子Ｃは、被相続人甲及び配偶者乙から現金各1,100,000円の贈与を受けた。

⑸　令和７年３月１日、孫Ｄは、被相続人甲及び配偶者乙から現金各1,100,000円の贈与を受けた。

【資料２】　宅地の価額を求める場合における補正率等

１　奥行価格補正率表(抜粋)

イ　普通商業・併用住宅地区

10ｍ以上12ｍ未満	0.99
12ｍ以上32ｍ未満	1.00
32ｍ以上36ｍ未満	0.97
36ｍ以上40ｍ未満	0.95
40ｍ以上44ｍ未満	0.93

ロ　普通住宅地区

10ｍ以上24ｍ未満	1.00
24ｍ以上28ｍ未満	0.97
28ｍ以上32ｍ未満	0.95

２　側方路線影響加算率表(抜粋)

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区	0.03	0.02

3　不整形地補正率を算定する際の地積区分表(抜粋)

地区区分＼地積区分	A	B	C
普通住宅地区	500 ㎡未満	500 ㎡以上 750 ㎡未満	750 ㎡以上

4　不整形地補正率表(抜粋)

地区区分＼地積区分 かげ地割合	普通住宅地区		
	A	B	C
10%以上	0.98	0.99	0.99
15%以上	0.96	0.98	0.99
20%以上	0.94	0.97	0.98
25%以上	0.92	0.95	0.97
30%以上	0.90	0.93	0.96
35%以上	0.88	0.91	0.94
40%以上	0.85	0.88	0.92
以下省略			

5　間口狭小補正率表(抜粋)

普通住宅地区

6ｍ以上8ｍ未満	0.97
8ｍ以上	1.00

6　奥行長大補正率表(抜粋)

普通住宅地区

2以上3未満	0.98
3以上4未満	0.96
4以上5未満	0.94

7　規模格差補正率を算定する際の表(抜粋)

三大都市圏に所在する宅地

地区区分 / 記号 / 地積	普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区	
	Ⓑ	Ⓒ
500㎡以上1,000㎡未満	0.95	25
1,000㎡以上3,000㎡未満	0.90	75
3,000㎡以上5,000㎡未満	0.85	225
5,000㎡以上	0.80	475

8　都市計画道路予定地の区域内にある宅地の補正率表(抜粋)

地区区分 / 容積率 / 地積割合	普通住宅地区		
	200% 未満	200% 以上 300% 未満	300% 以上
30% 未満	0.99	0.97	0.94
30% 以上 60% 未満	0.98	0.94	0.88
60% 以上	0.97	0.90	0.80

(注)　地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。

【資料３】

１　贈与税の速算表

⑴　相続税法第 21 条の７の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率（％）	控除額	基礎控除後の課税価格	税率（％）	控除額
2,000 千円以下	10	―	10,000 千円以下	40	1,250 千円
3,000 千円以下	15	100 千円	15,000 千円以下	45	1,750 千円
4,000 千円以下	20	250 千円	30,000 千円以下	50	2,500 千円
6,000 千円以下	30	650 千円	30,000 千円超	55	4,000 千円

⑵　租税特別措置法第 70 条の２の５の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率（％）	控除額	基礎控除後の課税価格	税率（％）	控除額
2,000 千円以下	10	―	15,000 千円以下	40	1,900 千円
4,000 千円以下	15	100 千円	30,000 千円以下	45	2,650 千円
6,000 千円以下	20	300 千円	45,000 千円以下	50	4,150 千円
10,000 千円以下	30	900 千円	45,000 千円超	55	6,400 千円

２　相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率（％）	控除額	法定相続分に応ずる取得金額	税率（％）	控除額
10,000 千円以下	10	―	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円